



来年度の進学，就学に向けての動きが本格化しています。特別支援学校の小・中学部へ入学する児童生徒は，どのように決まるのでしょうか？義務教育段階の障害のある児童生徒の就学について，再確認してみたいと思います。

特別支援学校への就学は，どのように決まるの？

Q1 障害があれば，誰でも特別支援学校に就学できるの？

- ① できる
- ② できない



Q2 発達障害（LD，ADHD）だけの児童生徒は，特別支援学校に就学できるの？

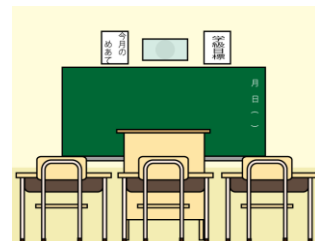
- ① できる
- ② できない

Q3 特別支援学校への就学を決定するのは誰？

- ① 市町村教育委員会
- ② 保護者
- ③ 特別支援学校長

Q4 特別支援学校から，小・中学校へ転学できるの？

- ① できる
- ② できない



Q5 自閉症・情緒学級に在籍する児童生徒は，特別支援学校に就学できるの？

- ① できる
- ② できない
- ③ できる場合もある

Q6 特別支援学級に在籍する生徒は，高校を受験できるの？

- ① できる
- ② できない



Q1 障害があれば、誰でも支援学校に就学できるの？

A ②できない

学校教育法施行令第22条の3（以下、就学基準）に規定する程度の障害がある児童生徒が、対象となります。



Q2 発達障害（LD, ADHD）だけの児童生徒は、特別支援学校に就学できるの？

A ②できない

知的な遅れが無く、読み・書き・計算・推理に困難が見られる状態や、不注意・多動性・衝動性により、生活や学習に困難が見られるLD, ADHD等の発達障害は、特別支援学校の就学の対象となる就学基準に該当しません。よって、特別支援学校に就学することはできません。

Q3 特別支援学校への就学を決定するのは、誰？

A ①市町村教育委員会

就学の判断の決定権は、市町村教育委員会にあります。平成25年9月1日に施行された「学校教育法施行令の一部改正」により、就学に関わる市町村教育委員会の役割がより明確化され、就学の流れも改正されました。



Q4 特別支援学校から、小・中学校へ転学できるの？

A ①できる

平成25年9月1日に施行された「学校教育法施行令の一部改正」により、就学基準（第22条の3）に該当する児童生徒の、就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学できるようになりました。



Q5 自閉症・情緒学級に在籍する児童生徒は、特別支援学校へ就学できるの？

A ③できる場合もある

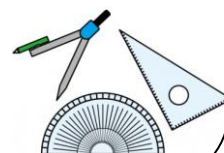
自閉症・情緒障害学級に在籍する児童生徒のうち、自閉症の診断があり、知的に発達の遅れがある場合は、特別支援学校に就学することができます。自閉症・情緒学級に在籍している知的な遅れがない児童生徒は、就学の対象とはなりません。

つまり、特別支援学級に在籍していれば、特別支援学校に就学できるわけではないのです。

Q6 特別支援学級に在籍する生徒は、高校を受験できるの？

A ①できる

特別支援学級には、「知的障害」「肢体不自由」「病弱」「弱視」「難聴」「自閉・情緒」の障害区分があります。障害のある児童生徒は、主となる障害に応じた特別支援学級に在籍することになります。知的に発達に遅れがない児童生徒には、通常の教育課程の教育を行わなければなりません。知的障害以外の特別支援学級に在籍し、通常の教育課程を履修している児童生徒の進路先として、高校も選択肢の一つとなります。



特別支援学校の対象となる障害の程度と就学手続き

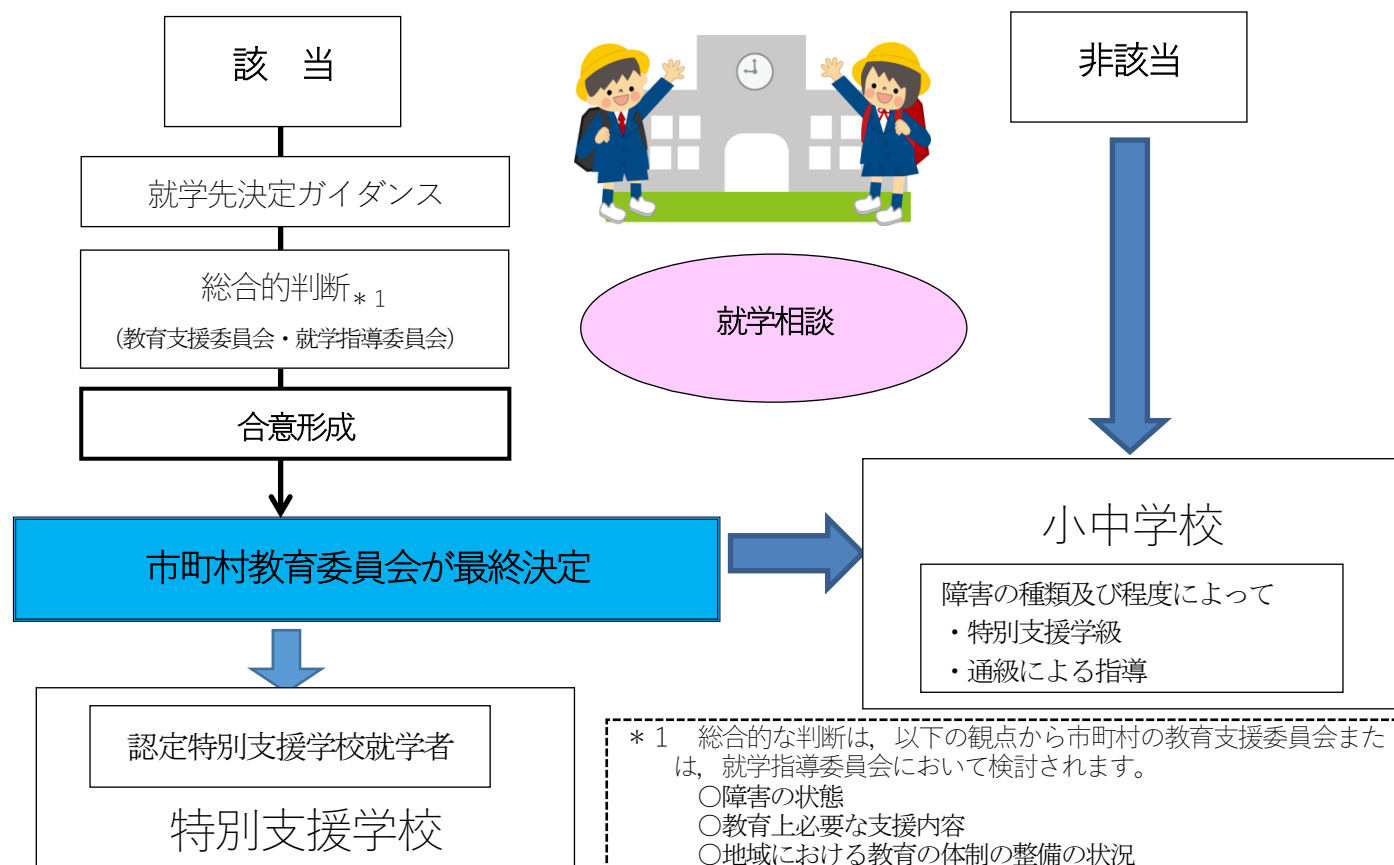
○就学の仕組みが変わりました

【学校教育法施行令の一部改正】

平成25年9月1日に「学校教育法施行令の一部を改正する政令」が施行され、**障害のある子どもの就学先の決定**について、「就学基準に該当する障害のある児童生徒等は原則特別支援学校に就学する」という従来の仕組みから、**市町村の教育委員会が「障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する」**仕組みへと改められました。

○就学基準（学校教育法施行令第22条の3）

区 分	障 害 の 程 度
知的障害	一 知的発達の遅滞があり、他者との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なものの
視覚障害	両眼の視力がおおむね0.3未満のものまたは、視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
肢体不自由	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの



※就学先決定後も、柔軟に就学先を見直し「学びの場」を変更することが可能です。

*1 総合的な判断は、以下の観点から市町村の教育支援委員会または、就学指導委員会において検討されます。

- 障害の状態
- 教育上必要な支援内容
- 地域における教育の体制の整備の状況
- 本人・保護者の意見
- 専門家の意見・その他の事情

インクルーシブ教育システムの構築が進められています！

インクルーシブ教育は、障害のある子どもも障害のない子どもも共に学ぶ教育です。単に学ぶ場を共にするだけでなく、子どもが学習内容を理解して学習活動に参加している実感や達成感をもてることを目指しています。インクルーシブ教育システムは、障害者の権利条約にも位置付けられています。共生社会の実現に向けて、教育においても法や制度が整えられインクルーシブ教育システムの構築が進められている現状にあります。

平成25年9月 学校教育法施行令の改正

文部科学省「教育支援資料」も必見！HPにて閲覧可能です。

○就学指導から就学支援へ

- ・早期からの就学支援……教育委員会、福祉課の連携による早期からの就学相談
- ・継続した就学支援……校内特別支援委員会等の設置

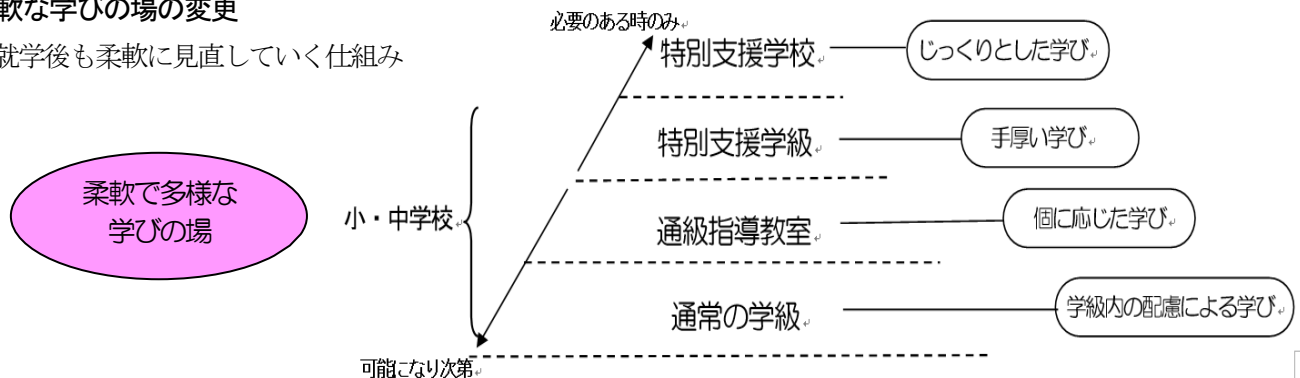
○就学の流れの変更

- ・市町村教育委員会による総合的な判断
- ・特別支援学校への入学を「認定特別支援学校就学者」とする制度に変更



○柔軟な学びの場の変更

- ・就学後も柔軟に見直していく仕組み



平成29年3月 新学習指導要領告示

※幼稚園、小・中学校の学習指導要領、高等学校学習指導要領(平成30年3月告示)において、特別支援教育に関する記述が充実された

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に行う
- 特別支援学級及び通級指導に関する教育課程編成の基本的な考えを示す
- 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒については、個別的教育支援計画及び、個別の指導計画を全員作成
- 各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫
- 障害者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習
- 高等学校における通級による指導の制度化



※特別支援学校学習指導要領では、学びの場の連続性を明確にした内容が示された

- 知的的各教科等の目標・内容を小・中学校の各教科等の目標や内容等との連続性の観点から整理
- 各学部間や各段階の円滑な接続、系統性のある内容つながりを整理し、中学部に2段階を新設
- 社会の変化に対応して充実が必要となる内容や小・中学校等の各教科等の内容との連続性の観点から必要な内容を設定
- 各教科等に「指導計画の作成と内容の取扱い」を新設

障害の程度と学びの場

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
法規	学校教育法施行令第22条の3 特別支援学校に就学させるべき盲者、聾者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者の心身の故障の程度は、次に掲げるとおりとする。	学校教育法第75条第1項及び学校教育法施行規則第73条の18の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒を対象として適切な教育が行われることが適当であること。	学校教育法第73条の21第1項の規定に基づく通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒を対象として適切な教育が行われることが適当であること。
目の不自由な子	特別支援学校（視覚障害） 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも	特別支援学級（弱視） 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	弱視 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
耳の不自由な子	特別支援学校（聴覚障害） 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のも	特別支援学級（難聴） 補聴器等の使用によっても通常の話を解することが困難な程度のも	難聴 補聴器等の使用によっても通常の話を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的発達遅れのある子	特別支援学校（知的障害） ① 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも ② 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	特別支援学級（知的障害） 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体の不自由な子	特別支援学校（肢体不自由） ① 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも ② 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも	特別支援学級（肢体不自由） 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由・病弱身体虚弱 肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
病弱・病気の子どもや体の弱い子	特別支援学校（病弱） ① 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも ② 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも	特別支援学級（病弱・身体虚弱） ① 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも ② 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも	
ことばの不自由な子	宮城県では設置していません	特別支援学級（言語障害） 口蓋裂・構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの	言語障害 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
情緒に障害のある子		特別支援学級（自閉症・情緒障害） 1 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 2 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	自閉症・情緒障害 1 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも 2 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

